

第 17 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和元年 6 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 欠 席
5 番 欠 席	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 欠 席
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 欠 席	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 欠 席	19 番 欠 席	
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 欠 席
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 欠 席
8 推 近重 邦昭	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 欠 席	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

4 番 徳田マスエ	5 番 川本 聖光
8 番 三明多佳志	9 番 林 秀司
12 番 渡邊 弘登	15 番 柿元 信次
18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一
4 推 三浦 寿紀	8 推 河野 恒弘
13 推 小谷 保雄	

3. 事務局出席職員

久佐事務局長 木原農地係長、佐々木主任主事  
農林振興課 山本係長、松本囑託  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 17 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、4 番徳田委員、5 番川本委員、8 番三明委員、9 番林委員、12 番渡邊委員、15 番柿元委員、18 番佐々木委員、19 番玉田委員、4 推 三浦委員、8 推河野委員、13 推小谷委員以上 11 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、6 番松山委員、7 番廣瀬委員です。よろしく申し上げます。</p> <p>先月の総会以降の 6 月 26 日に東京で全国農業委員会長大会がございまして、全国から約 1,800 人ばかり、島根県からは 19 名でしたか出席をいたしまして、会場が文京区シビックホールというところございまして、浜田市では係長と私が出ました。当日は非常に盛況でございまして、農林水産大臣自らが大会に出ていただきまして、あいさつもございました。その他、衆議院・参議院の農林水産委員長がそれぞれ出られましてあいさつをして、非常に盛んな大会でした。その中で、いろいろと要望事項がございまして、農地中間管理事業の関係を中心としました農用地の確保、優良農地の確保なり、農業委員として推進委員としての使命を痛切に感じました。今後、5 年後には農地中間管理事業の見直しも行われるということでどんなことになるかわかりません。そのあと、衆議院・参議院の先生方に当日の要望事項をお願いしたわけございまして、島根県の方はほとんどが県出身の国会議員をお願いをされたわけですが、私は島根県の西部出身ということで、北海道の参加者と一緒になりまして、亀井亜紀子議員に要望書を手渡しました。亀井さんは立憲民主党なので、いろいろ言うことが違う訳ですが、農林水産委員をしておられますので、非常に農林水産に関して詳しく、要望に対して的確に答弁されておりました。私も負けじとばかりに色々と質問した訳ですが、特に個別所得補償についてはどうしてくれるんか詰めてみましたが、先生曰く、今一生懸命その話をしてるが政府がいいと言ってくれないと言っておられました。北海道も農業地域なので要望されており、非常にいい雰囲気でした。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。農林振興課農業振興係の山本と申します。私からは、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいているかと思っております。そちらを確認いただければと思います。それでは、変更理由書の内容を説明いたします。</p> <p>表紙をめくっていただいて 1 ページの「第 1 変更の理由」でござい</p>

	<p>ます。</p> <p>変更については、一般住宅として、1件1筆823㎡、携帯無線基地局として、4件4筆16㎡墓地用地として、1件1筆9㎡資材置場及び駐車場用地として、4件5筆7,327㎡合計10件11筆、8,175㎡の農地を除外したいと考えています。</p> <p>また、農業用施設用地として、1件3筆85,948㎡を編入したいと考えています。</p> <p>次に、「第2 変更計画の概要」でございます。農用地区域からの除外する土地として合計田73.35a、畑8.4a合計で81.75aとなっております。</p> <p>2ページ目の(2)農用地区域に含める土地については、農業用施設用地859.48aとなっております。こちらは、浜田メイプル牧場開設に伴うものです。</p> <p>(3)用途区分を変更する土地については、今回ございません。</p> <p>次に3ページの(4)農用地利用計画変更総括表でございます。</p> <p>こちらにつきましても先程と同様、田については73a、畑については8a減となり、農地合計は、82a減となっており、農業用施設用地では、860aの増となっております。</p> <p>つづきまして、4ページから6ページにつきましては、変更土地調書を記載しております。</p> <p>7ページから9ページの、変更要件確認表において除外の要件確認内容を、10ページの変更要件確認表において編入要件内容を、11ページ以降、農用地利用計画の変更案を、20ページの土地利用計画図において、全体の位置図を添付しており、21ページ以降、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>今回は全部で、11件の申出が出ております。</p> <p>以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご協議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
<p>11 推(岡田委員)</p>	<p>5ページの8番9番の資材置場や小型トレーラーの駐車場ということで申請されているが、すでに残土置場のように造成されているようですが、36ページの写真を見ると、国土交通省が三隅益田道路の工事で工事用車両が出入りするときに隣接道路が汚れないようにシートひいたり碎石を敷いたが、こういう場合どうなりますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局回答をお願いします。</p>

事務局	今回については除外申請ということで、除外が整えば改めて5条が申請されると思います。その際になると思いますが、顛末書なりその経緯がわかるものを提出していただくことになると思います。バラスも入っていることから、本来なら、工事前に何かしら申請が必要だったことを改めて確認します。
11 推(岡田委員)	顛末書を添付すれば許可が下りれば国交省がどのように工事作業が進んでいくんだろうか。
事務局長	言われることはよくわかります。国交省が埋められる前に形状変更の申請が必要だと思います。現時点で除外申請、その後5条申請がでて顛末書で処理させていただき、工事には影響が出ないようにしたいと思います。
11 推(岡田委員)	橋脚ができたりしているので、本来の手続きを聞いたかっただけです。
事務局	これまでの経過を精査して5条を受けたいと思います。
11 推(岡田委員)	許可が下りてから使用することになりますか。
事務局長	除外申請を経て5条申請をしてからが本来になります。今回は、すでに形状が変わっているので、そのあたりを顛末書に記入してもらい進めます。工事を止めるわけにはいかないようにしたいと思います。
会 長	確かに手続きがされてなかったからこういうことになったと思います。顛末書の中で理由をはっきり書いてもらいたいと思います。他にございませんか。 無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。 議第2号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。

	<p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、6件、10筆、15,992㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は6月28日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年7月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～全委員 挙手～</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は金城町追原の田で</p>

	<p>す。場所は美又保養センターから約 1,500m 北の大元です。写真をご覧くださいますと、右側に改良された、県道桜江金城が写っておりますが、この道路改良により、田の面積は減少しておりますが、譲受人が耕作をされるというものです。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 72 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。資料 3 ページ 5 ページ 6 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段から 2 ページ上段の 3 枚をご覧ください。申請地は三隅町古市場の田畑です。場所は三隅中学校から約 600m 東の上古市中組です。</p> <p>この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 34 a 弱となり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>3号について説明します。資料 3 ページ 7 ページ 8 ページ、図面番号③、現況写真は、2 ページ中段から 3 ページ中段の 4 枚をご覧ください。申請地は三隅町向野田の田畑です。場所は三隅中学校から約 600m 西の、日の原田原です。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得し、果樹地として利用されると伺っており、このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 64 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第 3 条申請については、以上 3 件です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、13 番岡本委員お願いします。</p>
<p>13 番（岡本委員）</p>	<p>ここは道路を拡張する前までは、ずっと耕作をされておられました。工事の関係で耕作できなくて草が生えている状態です。今後は、耕作されるようなのでよろしくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>2号について、11 番渡辺委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
<p>11 番（渡辺委員）</p>	<p>先日、現地を確認しました。先ほど説明があつたとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>

会 長	3号について、19番齋藤委員お願いします。
19推（齋藤委員）	先ほど事務局から詳しい説明があったと思いますが、一番問題があるのはこの河川敷の分だと思いましたが、どうすることもできないため今後の様子見ていきたいと思えます。
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>3号の齋藤委員からもありました法尻部分は、どうしようもないと思うんですが、本来なら、その時に何らかの措置をされていればよかったんですが、国交省の場合は何にもしないことが多く、私の周りにもいくらでも同じようなところがあります。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。資料9ページ10ページ、図面番号④、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町小国の畑です。場所は小国公民館から約1,600m北東の徳田上町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。現在山間部にあります墓地の移設の計画があり、自宅の近隣に移す予定がある申請であります。</p>

	<p>2号について説明します。資料9ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑です。場所は井野公民館から約2,600m北東の周布地です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。現在不便なところにあります墓地の移設の計画があり、自宅の近隣に移す予定がある申請であります。</p> <p>3号について説明します。資料9ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は国府公民館から約1,300m北東の国分1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内用途指定なしのところで、農地区分は第2種農地に該当します。今回の申請箇所は、13ページの始末書に記載のあるとおり、宅地と一体利用する中で、駐車場として活用していたという案件です。</p> <p>農地法第4条申請については、3件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、17番佐々岡委員もしくは原田委員お願いします。</p>
17番（佐々岡委員）	<p>先般、原田委員さんと事務局と土地を見に行きました。何ら支障はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、5番小川委員お願いします。</p>
5推（小川委員）	<p>先般17日に川本委員と事務局とで現地を見ました。写真で見るとかなり広く見えますが、実際には杭が打っており、問題はないと思っています。</p>
会 長	<p>3号について、お二人とも欠席です。事務局からあればお願いします。</p>
事 務 局	<p>5月14日に三明委員、河野委員に現地を確認していただきました。現地周辺に農地はなく、影響は少ないだろうということで聞いております。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>

	<p>ございませんか。  では採決に入ります。  第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。  続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。  農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の方が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。平成 31 年 3 月の総会で審議をしていただいた案件の事業計画変更 1 号から 4 号及び変更後の 5 条 1 号から 4 号について一括して説明させていただきます。資料 14 ページ 16 ページ、図面番号⑦、現況写真は、4 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田で、土地所有者は、●名おられます。場所は岡見小学校から約 1250m 南の岡見松原西です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内用途指定なしの地域で、第 1 種農地に該当します。転用目的は、火力発電所の建設のための、社員宿舎への一時転用でございます。この場所は、1 期工事の際にも、社員宿舎が建設されていたという案件でございます。3 月の段階では、転用期間は、2019 年 7 月から 2022 年 6 月の 3 年間の一時転用による借地ということで申請が出ていたところですが、本体発電所工事の基礎工事が遅れているというところから、一時転用の期間を 2 か月延期し、2019 年 9 月から 2022 年 8 月までの 3 年間に変更するものであります。期間以外に変更はないということでございます。  続きまして、平成 31 年 2 月の総会で審議をしていただいた案件の事業計画変更 5 号及び変更後の 5 条 5 号について説明させていただきます。資料 15 ページ 17 ページ、図面番号⑧、現況写真は、5 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町西河内の畑です。場所は、J R 三保三隅駅から約 900m 南西の西河内八曾集落です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。当初の申請は一時転用として、資材置場兼倉庫として利用を 2 年間申請しておりましたが、変更点は、倉庫テントの規模が 170 m<sup>2</sup>から 180 m<sup>2</sup>に変わり、建築確認の変更も必要という建築物の規模変更と、転用期間も 2 年を 3 年に変更するというところでございます。現在、土地造成等はすでに着手しているものの倉庫建築に至っていない状況です。</p>

	<p>6号について説明します。資料 15 ページ 18 ページ、図面番号⑨、現況写真は、5 ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、三隅公民館から約 50m 北東の向野田 1 区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の第 1 種住居地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請は、宅地造成の計画で周囲に農地はなく、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>7号について説明します。資料 15 ページ 19 ページ、図面番号⑩、現況写真は、5 ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、浜田東中学校から約 580m 東の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区内の準工業地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請は、個人住宅建築の計画で、最近、周囲は住宅建設が進んでおり、周囲に大きな影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、事業変更 5 件、5 条申請は 7 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号から4号について、11番渡辺委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11番（渡辺委員）	<p>先日現地を確認しました。先ほどの説明のとおりで、期間が2か月伸びるということでございます。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>5号6号について、19番齋藤委員お願いします。</p>
19番（齋藤委員）	<p>5号につきましては、先ほど説明がありましたように変更です。6号については、3月に出た議題の追加になり、問題はないと思います。</p>
会 長	<p>7号について、お二人とも欠席です。事務局からあればお願いします。</p>
事 務 局	<p>5月14日に三明委員、河野委員に現地を確認していただきました。現地周辺に農地はあるものの、宅地が進んでいるところでもあり、影響が少ないということで聞いております。</p>
会 長	<p>以上で、第 5 条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>5号の会社は何をしているのか。</p>

事務局	三隅火電の関係のようです。
会長	他にないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号は、資料20ページと4条申請の3号と所有者同じでありますので、12ページ、図面番号⑥、現況写真は、6ページをご覧ください。申請地は、国分町の畑です。場所は国府公民館から約1,300m北東の国分1町内です。当該申請地は、平成年月日不詳から耕作放棄となり、現状は、原野・山林の状態となっております。</p> <p>2号は、資料は20ページ21ページ、図面番号⑩、現況写真は、7ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の畑です。場所は、金城支所から約100m東の今田町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野化している状況です。</p> <p>3号は、資料は20ページ22ページ、図面番号⑪、現況写真は、7ページ中段をご覧ください。申請地は、後野町1366番1の畑、面積297㎡です。場所は、石見公民館佐野分館から約870m北西の後野町2町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、山林化している状況です。</p> <p>4号は、3号の近くの箇所となり、資料は20ページ22ページ、図面番号⑫、現況写真は、7ページ下段をご覧ください。申請地は、後野町の畑です。場所は、石見公民館佐野分館から約850m北西の後野町2町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野化している状況です。</p>

	<p>5号は、資料は20ページ23ページ、図面番号⑬、現況写真は、8ページ上段をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は、JR浜田駅から約1,600m北東の、長沢町5-1町内です。当該申請地は、昭和以前から宅地の一部として利用していたと考えられ、写真では、手前側の家は解体していますが、23ページの地図には建物がありました。その家は、明治時代の建設との資料も提出されている状況であります。</p> <p>転用統制外証明願は、以上5件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、お二人とも欠席です。事務局からあればお願いします。</p>
事 務 局	<p>5月14日に三明委員、河野委員に現地を確認していただきました。現地周辺に農地はなく、影響は少ないということで聞いております。</p>
会 長	<p>2号について、12番大崎委員お願いします。</p>
12 推 (大崎委員)	<p>事務局と現地を確認しましたが、竹が生えて畑ではないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3、4、5号について、16番大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。</p>
16番 (大谷委員)	<p>先日、事務局の方と奥迫委員と一緒に現地を見ました。3号4号の物件については、自宅の付近で、畑だっという記憶がないため、かなり以前よりこういう状態になっていたと思います。5号については、先ほど事務局の説明があったとおりです。以上、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第7号、令和元年度農作業標準料金について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは令和元年度の農作業標準料金について、事務局より提案いたします。</p> <p>総会資料26ページをご覧ください。</p> <p>運営協議会委員の皆様の協議をする中で、今年度もこれまでと同額とするとのさせていただきたいと考えております。</p> <p>下の方に、最低賃金やガソリン代などを書いておりますが、最低賃金が上がったことで農作業賃金を上げており、ガソリン代等は据え置きにしています。</p> <p>農作業標準料金については以上です。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p> <p>それぞれの地域で料金体系は変わるとは思いますが、一応お示しするものです。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、令和元年度農作業標準料金についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～全委員 挙手～
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第8号、令和元年度農業委員会活動計画について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、令和年度農業委員会活動計画についてご説明いたします。</p> <p>資料は、平成30年度の活動の点検・評価と令和元年度の目標及び活動計画をご覧ください。</p> <p>委員会の前年の活動の評価と本年度の目標も6月末までに報告しなければなりません。</p>

	<p>(資料により内容説明) 令和元年度農業委員会活動計画については以上です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から令和元年度農業委員会活動計画についての説明がありました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>令和元年度農業委員会活動計画につきまして、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ご承認いただきましたので、この計画に従って、今年度の農業委員会の活動を行ってまいります。</p> <p>続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。</p> <p>1号について、説明します。資料 24 ページ 25 ページ、図面番号⑭、現況写真は、8 ページ中段をご覧ください。届出地は、旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約 430m 南西の都川 4 行政区です。今回、地権者の承諾により、近隣で防災工事を行うこととなり、その土を利用し、埋め立て、畑として整備する計画となっております。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では報告を終わります。</p> <p>以上を持ちまして、第 17 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 50 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員